

三重県医師修学資金貸与のしおり

三重県医療保健部
医療人材課

令和5年度版

三重県医師修学資金貸与のしおり

目 次

医師修学資金貸与制度の概要	1
医師修学資金貸与に関する手続き	
1 継続貸与の手続き	4
2 退学したとき	4
3 休学（停学）したとき	4
4 卒業したとき	5
5 卒業後の状況報告について	6
6 病気等により休職したとき	6
7 その他の手続き	7
8 返還が全額免除される時	7
9 業務従事期間の計算方法	7
10 全額返還が必要となる時	7
11 返還金額	8
12 利息計算期間	9
13 返還方法	9
手続の流れ①（在学中）	10
手続の流れ②（卒後～）	11

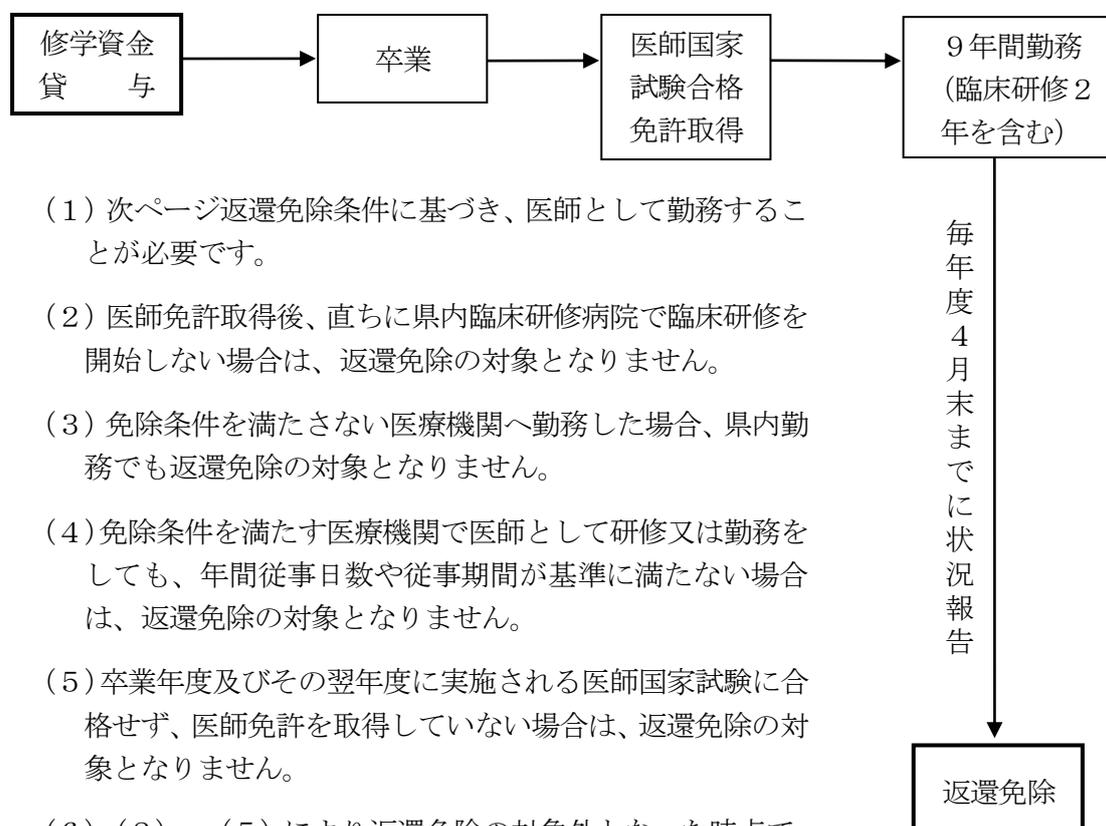
様式

- 三重県医師修学資金借用証書（第2号様式）
- 修学資金返還免除申請書（第3号様式）
- 医学に関する修学のための中断期間等承認申請書（第3号様式の2）
- 修学資金返還猶予申請書（第4号様式）
- 退学届（第5号様式）
- 休学等届（第6号様式）
- 復学届（第7号様式）
- 臨床研修開始（変更）届（第8号様式）
- 修学資金貸与辞退届（第9号様式）
- 疾病等届（第10号様式）
- 住所（氏名）変更届（第11号様式）
- 勤務開始届（第12号様式）
- 勤務先変更届（第13号様式）
- 連帯保証人（住所、氏名、職業）変更届（第14号様式）
- 医学に関する専門知識修得計画書（第15号様式）
- キャリア形成プログラム承認申請書（第16号様式）
- 口座振替申出書（要綱第4号様式）
- 業務従事（研修）証明書（要綱第5号様式）
- 勤務希望調書（要綱第6号様式）
- 返還申立書（要綱第7号様式）

三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム（令和5年12月改訂）
別冊 キャリア形成プログラム専門研修プログラム別ローテーションモデル（例）
三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プラン

医師修学資金貸与制度の概要

この修学資金は、三重県内の医療機関等における医師の確保を図るため、国内の医学部医学科に在学し、卒業後、県内で下記の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して貸与をする制度です。



- (1) 次ページ返還免除条件に基づき、医師として勤務することが必要です。
- (2) 医師免許取得後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を開始しない場合は、返還免除の対象となりません。
- (3) 免除条件を満たさない医療機関へ勤務した場合、県内勤務でも返還免除の対象となりません。
- (4) 免除条件を満たす医療機関で医師として研修又は勤務をしても、年間従事日数や従事期間が基準に満たない場合は、返還免除の対象となりません。
- (5) 卒業年度及びその翌年度に実施される医師国家試験に合格せず、医師免許を取得していない場合は、返還免除の対象となりません。
- (6) (2)～(5)により返還免除の対象外となった時点で、修学資金の返還が必要となります。
- (7) その他詳細については、次ページ以降をご覧ください。

【返還免除条件(地域枠コース)】

医学部を卒業後、医師として9年間（うち地域枠 A・地域医療枠は1年間を医師不足地域（※1）、地域枠 B は2年間を推薦地域）、県内医療機関で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します。

○ 地域枠コース

	臨床研修 (卒後1・2年目)	県内病院勤務 (卒後3年目～9年目)(※3)
場 所	県内の 臨床研修病院 (※2)	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム(※4)のうち、「三重大学医学部附属病院専門研修コース」を選択し、医師不足地域の医療機関を含む複数の県内医療機関(※5)で勤務

【返還免除条件(一般枠コース)】

医学部を卒業後、医師として9年間（うち1年間は、医師不足地域（※1）の医療機関を内科医又は外科医で勤務）、県内医療機関で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します。

○ 一般枠コース

	臨床研修 (卒後1・2年目)	県内病院勤務 (卒後3年目～9年目)(※3)
場 所	県内の 臨床研修病院 (※2)	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム(※4)に基づき、複数の県内医療機関(※5)で勤務 (医師不足地域の医療機関における内科医又は外科医での1年間の勤務を含む)

※1 「三重県医師確保計画」(令和2年3月末策定)に定める医師少数区域及び医師少数スポットを指します。

(対象地域)

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市(白山町、美杉町に限る)、松阪市(飯南町、飯高町に限る)、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

※2 県内にある国が定める臨床研修病院で修了すること。

※3 専門研修プログラムに基づき県外で勤務する場合は、2年間以内でかつ正規の研修期間の1/2以内であれば中断を認める。

専攻する診療科の事情等により、やむを得ない場合には、2年超の中断についても個別に審査する。

※4 医師不足や医師の地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師の能力開発・向上の両立を図るため、医学部卒業後9年間のキャリア形成を定めたもの。三重県地域医療支援センターが作成。

※5 県内医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院で救急医療に関連する診療科〔内科系(一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど)、外科系(一般、消化器、小児など)、心臓血管、胸部、

形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など] の医師として勤務。

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

イ 県内の公立の医療機関のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町又は同法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域に存するもの

③ ①、②に準ずるものとして知事が認めるもの

保健所等（地域枠 B は対象外）

- (1) 県の 8 保健所（桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、尾鷲保健所、熊野保健所）
- (2) 四日市市保健所
- (3) 三重県医療保健部

医師修学資金貸与に関する手続き

修学資金の貸与を受ける修学生は、それぞれの場合に応じた様々な手続きを行う必要があります。それぞれの場合に応じて、手続きを行ってください。

1 継続貸与の手続き（貸与2年目以降）

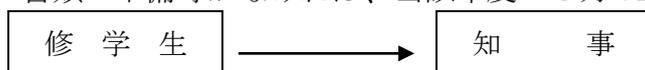
(1) 資金の貸与年数は上限6年間で、貸与年額は以下のとおりです。

大学1年生 年額 1,517,800円

大学2年生から6年生まで 年額 1,235,800円

(2) 3月に書類を送付しますので、修学生は毎年4月15日までに、貸与継続の手続きを行ってください。

※ 書類の不備等がなければ、当該年度の5月31日までに貸与します。



※ 継続手続

(①、②)

- ◎ 提出書類
- ① 三重県医師修学資金借用証書（第2号様式）
 - ② 大学の在学証明書（所属する学年を記載したもの）

2 退学したとき

退学したときは、貸与された全額に利息を付して返還しなければなりません。10日以内に知事あてに届出をしてください。



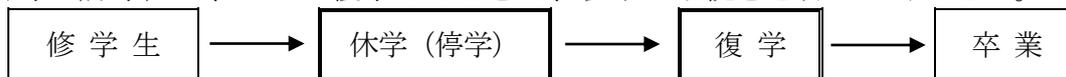
※ 返還手続 (③)

※ 退学の届出 (④)

- ◎ 提出書類
- ③ 返還申立書（要綱第7号様式）
 - ④ 退学届（第5号様式）

3 休学（停学）したとき

休学（停学）し、または復学したときは、以下の手続きを行ってください。



※ 休学(停学)の届出 (⑤)

※ 復学の届出 (⑥)

(1) 休学（停学）したときは、10日以内に知事あてに届出をしてください。（借用証書提出の時期に休学しているときは、当該年度の貸与を一時保留することができます。）

- ◎ 提出書類
- ⑤ 休学等届（第6号様式）

(2) 復学したときは、10日以内に知事あてに届出をしてください。

- ◎ 提出書類
- ⑥ 復学届（第7号様式）

4 卒業したとき

大学を卒業したときは、次の（１）～（３）の手続を行ってください。

- （１）卒業年度又はその翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許取得後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を開始してください。また、臨床研修を開始したときは届出をしてください。

- ◎ 提出書類 ⑦ 臨床研修開始（変更）届（第８号様式）
⑧ 医師免許取得を証する書類（医師免許証、登録済み証明書の写し等）

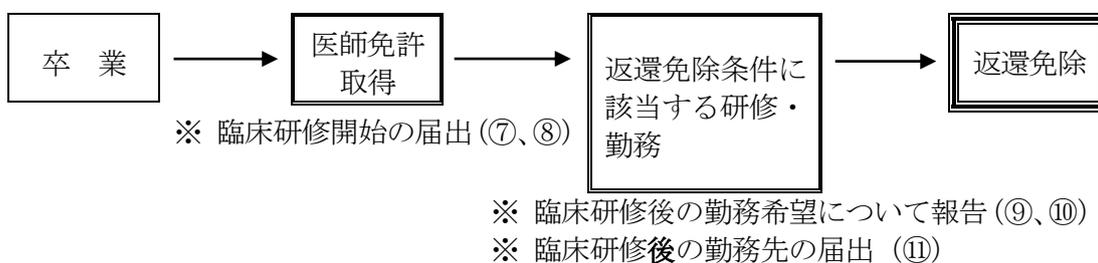
- （２）臨床研修中（２年目）に、臨床研修後の勤務希望について報告をしてください。

- ◎ 提出書類 ⑨ 勤務希望調書（要綱第６号様式）
⑩ キャリア形成プログラム承認申請書（第１６号様式）

- （３）臨床研修後の勤務先について届出をしてください。

（提出時期：臨床研修修了直後の４月）

- ◎ 提出書類 ⑪ 勤務開始届（第１２号様式）



※ 臨床研修を開始したとき及び、臨床研修先に変更があった場合は、下記の書類を提出してください。

- ◎ 提出書類 ⑦ 臨床研修開始（変更）届（第８号様式）

就業内容についての留意事項

指定医療機関に医師として勤務した場合でも、勤務内容が以下に該当しない場合は返還となります。

- ア 三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムに基づき、研修又は勤務すること
イ 年間２００日以上勤務すること
ウ 年間２００日以上研修すること（臨床研修、キャリア形成プログラムに定められた専門研修）

●義務勤務の中断について

県内臨床研修病院における２年間の臨床研修修了後、医学の修学のために臨床を伴わない大学院への進学や県外留学、専門研修プログラムに基づき県外で勤務を行うなど、専攻する診療科の事情等により義務勤務の中断を希望する場合に限り、義務勤務を中断することができます。

なお、専門研修プログラムに基づき県外医療機関で研修を行う場合は、２年間以内でかつ正規の研修期間の１／２以内であれば中断を認めます。

(1) 通算2年以内の中断

当該中断を行う3ヶ月前までに計画書を提出することで、通算2年以内の中断が可能となります。

◎ 提出書類 ⑫ 医学に関する専門知識修得計画書（第15号様式）

(2) 通算2年間を超える中断

前記の通算2年間の中断では対応できないやむを得ない事情があると認められる場合には、通算2年間を超える義務勤務の中断が可能です。2年間を超える中断を希望する場合には中断理由等の審査を受け、承認を得る必要がありますので、当該中断を行う3ヶ月前までに必ず申請を行ってください。（この手続きを経ずに2年間を超える中断を行った場合は返還となる場合があります。）

◎ 提出書類 ⑬ 医学に関する修学のための中断期間等承認申請書（第3号様式の2）

5 卒業後の状況報告について

大学を卒業した後、返還免除条件となる医療機関・診療科での勤務又は研修について、1年に1回（臨床研修の場合は臨床研修修了後）4月30日までに三重県 医療保健部 医療人材課へ状況報告をしてください。

ただし、年度途中で勤務先又は研修先を変更した場合は、勤務先の変更届を10日以内に、変更前の勤務先又は研修先についての業務従事証明を30日以内に提出してください。

◎ 提出書類 ⑭ 業務従事（研修）証明書（要綱第5号様式）

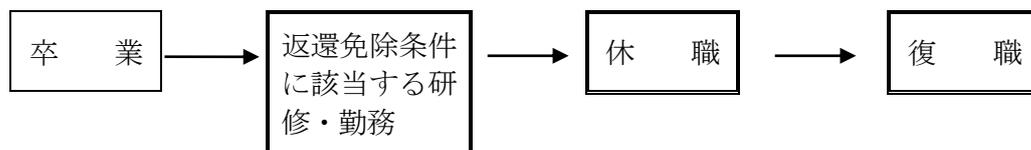
⑮ 勤務先変更届（第13号様式）

※ ⑭は、返還免除申請時の証明書類として必要です。提出等が無い場合、返還免除が認められないことがあります。

6 病気等により休職したとき

返還免除条件となる医療機関・診療科での勤務又は研修中に、病気等やむを得ない事情により休職又は停職したときは、その期間は勤務を継続しているものとして扱います。

ただし、返還免除のための勤務及び研修期間を計算するときは、休職・停職期間は除かれます。



◎ 提出書類 ⑭ 業務従事（研修）証明書（要綱第5号様式）

※ 休職期間等について証明を受ける欄がありますので、5の卒業後の状況報告時に提出してください。

※ 業務従事期間から控除される期間は、休職又は停職の期間の「開始の日」の属する月から終了の日の属する月までの月数となります。また、休職・停職の開始日と終了日が同一月の場合は1か月となります。

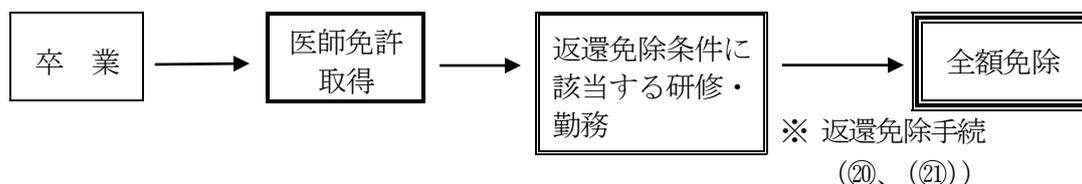
7 その他の手続き

以下の事実が発生した場合は、10日以内に届出をしてください。

- (1) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
◎ 提出書類 ⑯ 修学資金貸与辞退届 (第9号様式)
- (2) 大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき
◎ 提出書類 ⑰ 疾病等届 (第10号様式)
- (3) 氏名または住所を変更したとき
◎ 提出書類 ⑱ 住所(氏名)変更届 (第11号様式)
- (4) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき
◎ 提出書類 ⑲ 連帯保証人(住所、氏名、職業)変更届 (第14号様式)

8 返還が全額免除されるとき

大学卒業年度又はその翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を取得後、直ちに県内臨床研修病院で研修を開始し、キャリア形成プログラムに基づき2年間の臨床研修を含む9年間の勤務を終了したとき、貸与額の全額の返還が免除されます。期間が満了した修学生は、以下の手続きにより返還免除の決定を受けてください。



- ◎ 提出書類 ⑳ 修学資金返還免除申請書 (第3号様式)
㉑ 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面
(㉑は条例第3条による免除をうけようとする場合のみ)

《注》返還免除条件となる医療機関及び診療科であれば、1か所である必要はありません。複数の医療機関で医師業務に従事した場合は、通算期間を業務従事期間とします。ただし、継続して従事する必要がありますので、勤務先を変更する場合は退職した日の属する月の翌月末までに、次の指定機関に勤務してください(この期間を超過すると、以後の勤務期間は業務従事期間に加算されず返還となる場合があります)。

9 業務従事期間の計算方法

業務従事期間は月数によって計算します。従事を開始した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入します。

10 全額返還が必要となるとき

全額返還が必要となる場合は以下のとおりです。

- (1) 大学卒業年度及びその翌年度に実施される医師国家試験に合格せず、医師免許を取得しなかったとき。(やむを得ない理由がない場合)
- (2) 医師免許取得後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を開始しなかったとき。(やむを得ない理由がない場合)

- (3) 返還免除条件となる医療機関以外で研修又は勤務したとき。(定められた手続きを経た義務勤務の中断期間を除く)
- (4) 返還免除条件となる医療機関であっても、医師業務に従事しなかったとき、または従事する内容が基準に満たないとき。
- (5) 返還免除条件となる医療機関において医師業務に従事したが、年間勤務日数が200日未満、又はその期間が返還免除となる期間に満たないとき。
- (6) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

以下の事由に該当した場合、貸与が取り消されます。

ア 大学を退学したとき

イ 心身の故障のため、大学における修学を継続することができなくなったと認められるとき

ウ 性行または学業成績が著しく不良になったと認められるとき

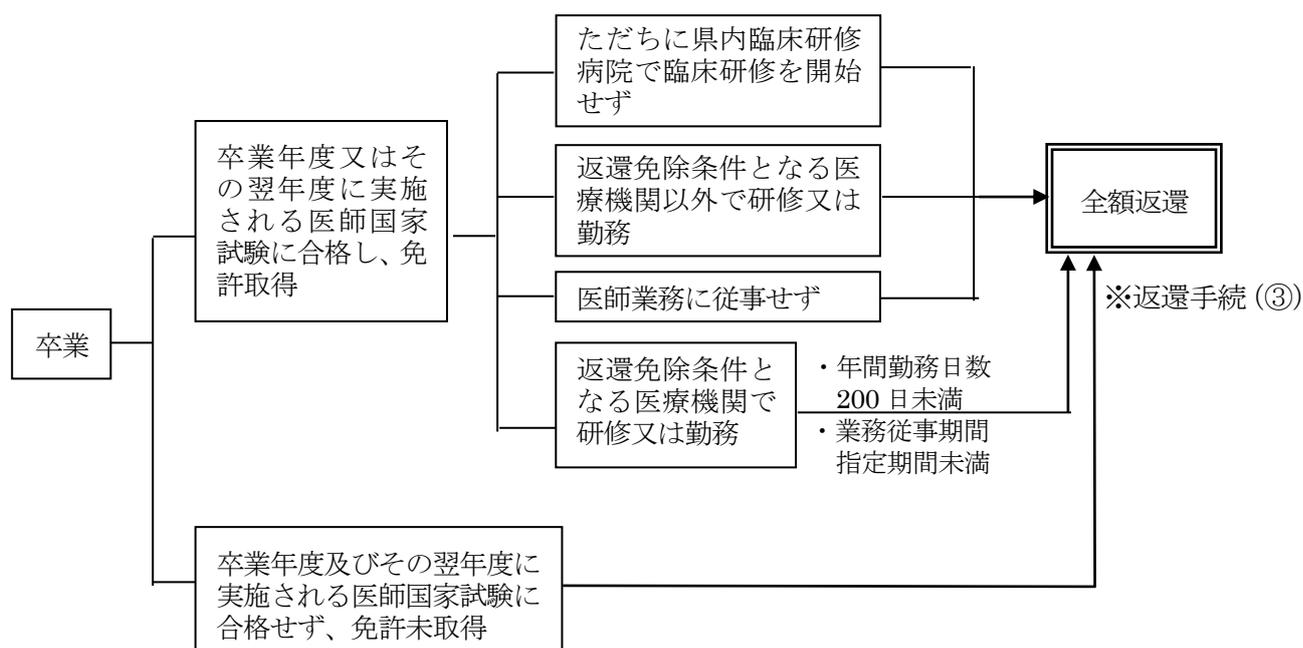
エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき

オ 死亡したとき (※)

カ 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき

キ 上記のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※ 資金の貸与を受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により医師業務に従事することができなくなったときは、当該資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができます。

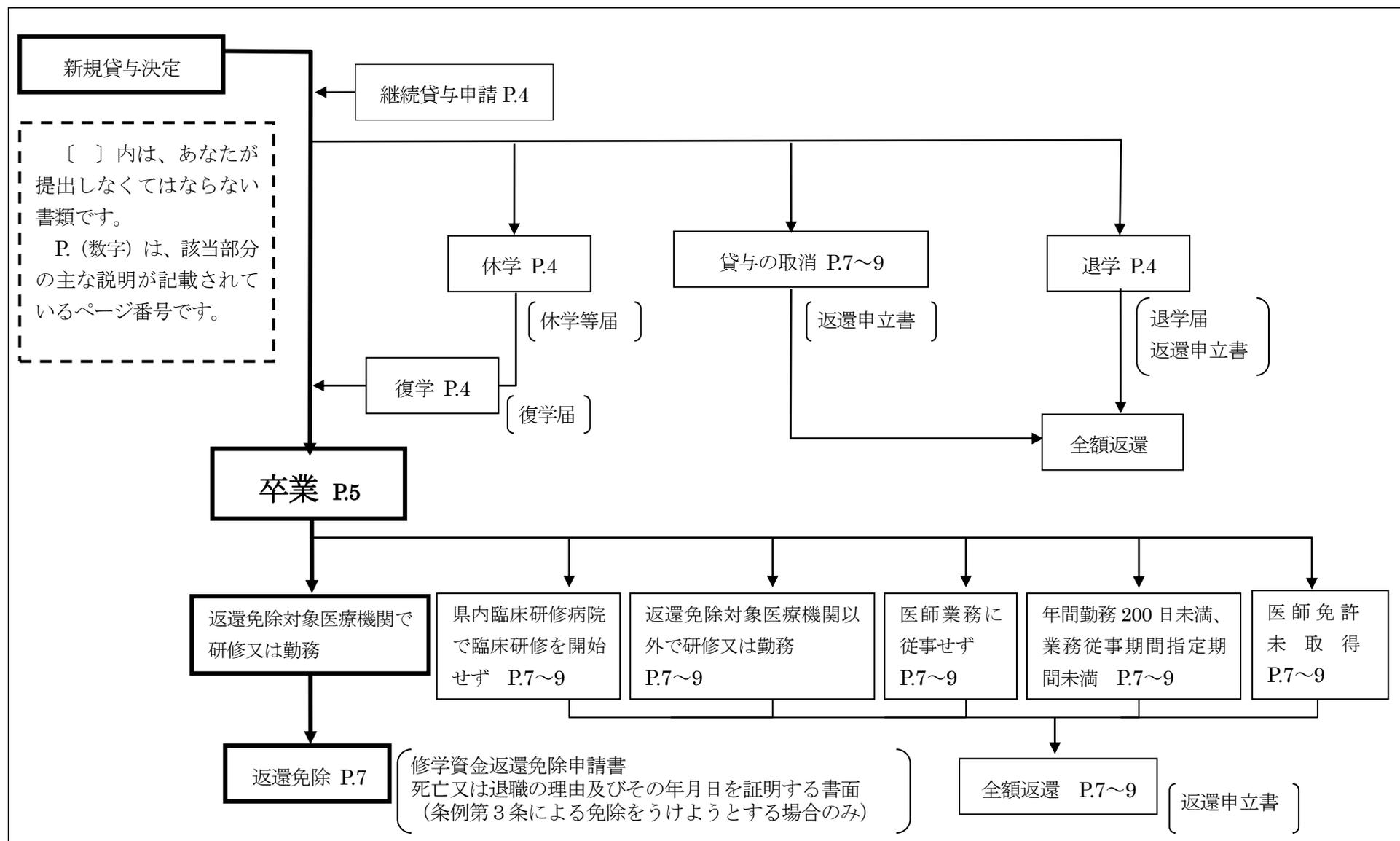


◎ 提出書類 ③ 返還申立書 (要綱第7号様式)

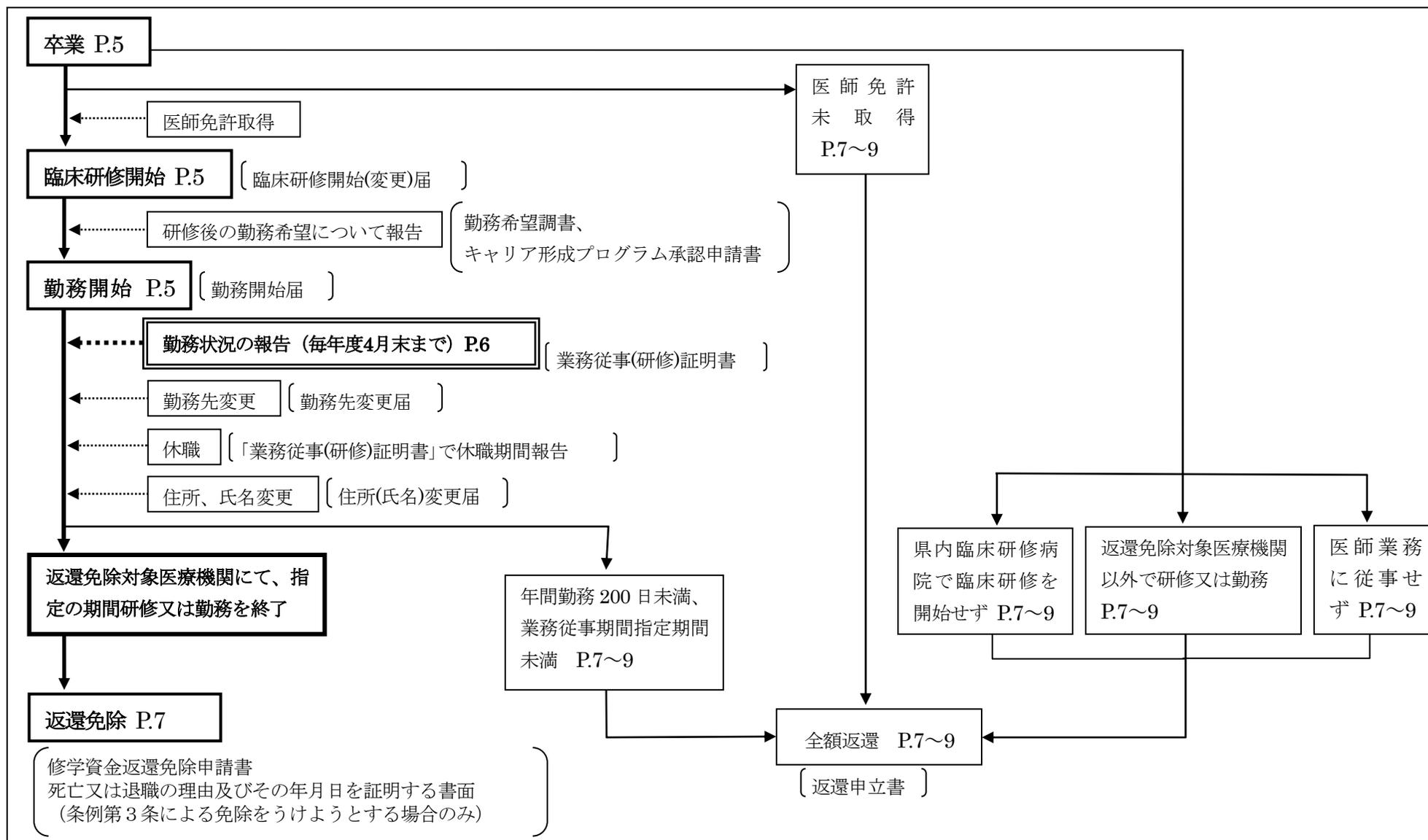
11 返還金額

貸与した金額に、利息計算期間の日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額となります。

手続の流れ①（在学中～）（書類は、直接県庁へ提出） 簡略化していますので、これ以外の手続が必要な場合があります。



手続の流れ②（卒後～）（書類は、直接県庁へ提出） 簡略化していますので、これ以外の手続が必要な場合があります。



わからないことやご質問がありましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 医療保健部 医療人材課

電話 : 059-224-2326

メール : shugaku01@pref.mie.lg.jp